

介護保険居宅介護支援重要事項説明書

(平成30年4月1日現在)

1 事業者の概要

名称	医療法人社団幸益会
法人種別	医療法人社団
法人所在地	東京都町田市本町田 2943-1 マンションサンライズヒル 201
電話番号	042-703-3566
理事長	川村 益彦
法人の沿革・特色	平成13年2月に設立。
法人の事業内容	① 診療所の経営 ② 訪問看護の経営 ③ 居宅介護支援事業所の
法人が所有する事業所の種類・数	診療所・介護保険法による居宅介護支援事業 訪問看護事業所 各1箇所

2 事業所の概要

事業所の名称	医療法人社団幸益会かわむらクリニック居宅介護支援事業所
事業所の所在地	東京都町田市本町田 2943-1 マンションサンライズヒル 303
事業所の電話番号	042-703-3566 FAX 042-732-3366
サービス提供地域	東京都町田市、その他応相談
サービス提供曜日・時間	月曜日～金曜日 9時から18時
休日	土・日・祭日、12月29日から翌年1月3日
事業所番号	1373207651 (令和6年7月1日指定)
運営方針	「地域に根ざし、高齢利用者に対し介護保険の下、安心して相談助言と援助が提供できる事業所づくり」の方針のもと、いろいろな課題をお互い話し合って解決していくことを方針としています。
自己評価の実施状況	無
第三者評価の実施状況	無
研修の実施状況	年2回以上の外部研修を含めて実施しています。 ① 東京都現任研修 ② 各市のケアネットワーク研修 ③ その他の介護支援専門員に必要な研修
調査(アセスメント)	認定調査方式、包括的自立支援方式、リ・アセスメントを参考にして実施しています。
訪問(モニタリング)	毎月1回以上の訪問を行い実施します。もしくはTV電話等を活用し2ヶ月に1回以上の訪問を行います。
その他の訪問	介護保険利用において、利用者が関係を持つ事業者や機関に訪問し聴取することも行います。

3 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	
管理者	1名		主任介護専門員
介護支援専門員	1名以上		
		1名	

4 利用の対象者

要介護者	利用者との契約に基づき利用を実施します。
要支援者	利用者の管轄する高齢者支援センターの委託により実施します。

5 居宅介護支援の流れ

介護保険制度の利用できる援助は居宅サービス計画に基づいて提供します。

居宅介護提供の統一した流れは以下のとおりです。

居宅介護受付	高齢者支援センター、病医院などの医療機関、利用者又はその家族から来所又は電話による居宅介護サービスの利用の受付 来所又は電話等による聞き取りから居宅介護支援利用の相談を受け付けます
訪問日程調整	自宅に訪問し介護保険の説明等を行うための日程調整をします
介護保険制度の説明	介護保険制度の利用の説明、各事業内容の説明と実施できない内容の理解、介護度による介護の制限、他の制度の併用の時の優先、要支援・要介護の目的の違い
ケアマネの決定	ケアマネの利用の有無、担当ケアマネの決定、ケアマネの業務の説明
契約等	契約、重要事項説明書、個人情報の同意書の説明
事情聴取	介護保険を利用するに至った経緯の聴取 介護保険制度の利用によって改善したい課題の聴取（主訴の聴取） 介護保険証内容、家族構成、経済状況、他の制度の利用の有無と内容、緊急連絡、既往歴、生活歴、通院する医療機関、現在の服薬内容、住宅環境の調査、基本情報の作成
アセスメント	日常生活動作の評価、日常生活周辺動作の評価、認知機能その他の評価
情報の入手	施設からの退所、病医院からの退院に向けて居宅介護の情報の入手
サービス担当会議	関係する事業者と利用者並びにその家族で会議を実施
居宅サービス計画作成	心身機能評価の要約、課題抽出、第一票、第二票、第三票、第四票の作成 介護保険利用点数等の把握、作成した居宅サービス計画の承諾
事業者調整	計画に適正な事業者の選定、事業者の利用実施について契約確認等調整
サービスの提供	各事業者の援助開始
モニタリング	毎月1回以上訪問し心身の状態の観察・把握、支援事業者の計画遂行状況、対応する援助内容の適正化の把握
再計画の作成	モニタリング・再アセスメントの実施。また、前回の計画により期限が終了する場合の再度計画の作成 介護予防の場合の計画は3箇月未満ごとに見直しし計画を作成する
給付管理	毎月月末に利用した援助内容に対し適正な点数を確認 翌月10日までに国民健康保険連合会に提出 要支援者の利用の場合は翌月7日までに地域包括支援センターに提出
更新手続等	心身の著しい機能変化により介護度を変更する場合の申請 認定更新のための申請 福祉用具、住改造による介護保険制度の補助の申請
施設の照会	特別養護老人施設。老人保健施設等の施設の照会
予防介護利用	予防介護利用者は管轄する高齢者支援センターの委託により連携をもって実施します

6 緊急対応・連絡

- (1) 訪問したときに、利用者が緊急を要するような状態、怪我をしており医療機関に搬送しなければならないときは家族への連絡前に救急対応することがあります。
- (2) 上記の場合、緊急対応のあと、家族又は緊急連絡先に連絡します。
- (3) 高齢者虐待防止法に掲げる、虐待または虐待の恐れがあると判断したときは利用者の管轄する地域包括支援センターに連絡します。

7 利用料金

(1) 利用料・加算

居宅支援 I	単位数	区分 2級地
介護1・2	1,086	11.12
介護3・4・5	1,411	

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
 ※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。
 このサービス提供証明書を後日利用者の市区町村の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

加算について				
加算項目	単位数			
初回加算	300単位			新規及び要支援から要介護に移行した場合の計画策定時
特定事業所加算Ⅰ	505単位			当事業所非該当
特定事業所加算Ⅱ	407単位			
特定事業所加算Ⅲ	309単位			
特定事業所加A	100単位			
特定事業所医療介護連携加算	125単位			
入院時情報連携加算(Ⅰ)	200単位			入院後3日以内に情報提供(提供方法は問わない)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	100単位			入院後7日以内に情報提供(提供方法は問わない)
退院退所加算(Ⅰ)イ	450単位	情報提供の回数が1回	カンファレンス以外の方法により実施	医療機関や介護保健施設を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院退所にあつて医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の調整を行った場合。 *退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。
退院退所加算(Ⅰ)ロ	600単位	1回	カンファレンスにより実施	
退院退所加算(Ⅱ)イ	600単位	2回以上	カンファレンス以外の方法により実施	
退院退所加算(Ⅱ)ロ	750単位	2回	うち1回以上はカンファレンスを実施	
退院退所加算(Ⅲ)	900単位	2回以上	うち1回以上はカンファレンスを実施	
通院時連携加算	50単位			
ターミナルケアマネジメント加算	400単位			死亡日及び死亡前日14日以内に2日以上在宅の訪問を行った場合 *当事業所非該当
緊急時カンファレンス加算	200単位			病院または診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合。
減算項目				
特定事業所集中減算	-200単位			1月につき

(2) 交通費

前記2のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、25日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

(5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

8 サービス利用方法

(1) 居宅介護支援の解約

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

要介護から要支援に介護度が変わった場合、自動的に解約になります。なお、その後要介護に変更したときは、新たに契約することになります。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の利用に移行された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

・ご利用者やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（不信行為・暴力行為・不当要求行為など）を行うことはご遠慮ください。これらの事由により契約を終了させていただく場合がございます。

9 利用者および家族の個人情報の取り扱い

(1) 利用者および、家族の情報は無断で、他の事業者並び個人に許可なく、両方を利用致しません。

10 利用者自身によるサービスの選択と同意

(1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

(2) 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると 主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

11 サービス内容に関する苦情

(1) 当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

医療法人社団幸益会かわむらクリニック居宅介護支援事業

電話番号 042-7903-3566 担当者 岡 ひとみ

(2) その他

当事業者以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

利用者の保険者（介護保険課）

- | | | | |
|--------------------------|----------------------|-------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> | 東京都町田市 いきいき生活部 | 介護保険課 | 電話 042-724-4366 |
| <input type="checkbox"/> | 神奈川県相模原市 保険高齢部 | 介護保険課 | 電話 042-769-8321 |
| <input type="checkbox"/> | 神奈川県横浜市 健康福祉局高齢健康福祉部 | 介護保険課 | 電話 045-671-4252 |
| <input type="checkbox"/> | 東京都国民健康保険団体連合会 | | 電話 03-6238-0177 |

以上